

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900381号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月14日から同年5月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額の記録が、控除されていた厚生年金保険料控除額と比べて低い額となっているので、調査の上、年金記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、標準報酬月額が厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されているとして、請求期間当時の給与明細書を提出し、当該期間の標準報酬月額に係る記録の見直しを求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給与明細書により確認できる、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(62万円)は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(53万円)より高額であるものの、上記給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の見直しは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900515 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000005 号

### 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 教育委員会における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

### 第 2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで

B 小学校に勤務していた請求期間における厚生年金保険の加入記録がない。国の記録では、昭和 61 年 2 月 1 日から C 共済組合に加入しているが、同年 1 月 30 日から育休代替の教師として同校に勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

D 人事部職員課から提出された「履歴カード (臨任歴証明用)」によると、請求者は昭和 61 年 1 月 30 日から同年 8 月 31 日までの期間に B 小学校における育休代替の \* 教諭として任用されていることが確認できる。

しかしながら、昭和 59 年の E 通知「臨時的任用教職員 (産休・育休代替) の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」(以下「E 通知」という。)によると、請求期間当時に臨時的任用教職員の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を行っていたのは、各市区町村の教育委員会であったところ、A 教育委員会は、請求者の請求期間に係る届出を行ったか否かについては不明と回答している。

また、上述の E 通知によると、請求期間当時の厚生年金保険料の控除を行っていたのは、F 教育委員会であったところ、同委員会は、請求期間当時の資料が残っていないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては不明と回答している。

さらに、A 教育委員会に係る請求期間の事業所別被保険者名簿において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。